

13. 一般会員規則

公益社団法人 愛知建築士会

- 第 1 条 本会の一般会員を対象とする事業の運営に関する事項は、定款に定めるもののほか、この規則の定めによる。
- 2 定款第 5 条の定めにより、一般会員を対象に、定款第 7 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 8 号及び第 2 項第 1 号、第 2 号に定める事業を行う。
- 第 2 条 この規則による会員は、一般会員（以下「会員」という。）と称する。
- 第 3 条 この規則の会員となる者は、建築士法第 5 条の免許を有しない個人で、行政職員又は、建築に興味のある個人とする。
- 第 4 条 入退会の手続及び取扱いについては別に定める。
- 第 5 条 会員の会費及び会費の納入等は次のとおりとする。
- (1) 入会金は、1,000 円とする。
- (2) 会費は、年額 9,000 円とする。
- (3) 会費は毎年 4 月に一括納入するものとする。ただし、年度の途中に入会した者は、当該年度においては、9 月までに入会の場合は年額を、10 月以降に入会の場合は年額の 2 分の 1 を会費とする。
- 第 6 条 前条の会費の納入が、6 か月を経過しても滞納の場合は、速やかに退会として扱う。また 3 か月を経過しても滞納の場合は、次条に定める会誌「愛知の建築」の配布を停止する。
- 第 7 条 会員には、会誌「愛知の建築」を毎月配布する。
- 第 8 条 会員には、会員証を発行する。
- 第 9 条 会員は、各支部に所属することができる。
- 第 10 条 会員は、本会の行う事業及び各支部が行う事業に参加することができる。この事業は、会誌「愛知の建築」に掲載することにより公報する。なお、事業に参加する場合の経費の負担等は、それぞれの事業の定めによる。
- 第 11 条 会員は、会誌「愛知の建築」に投稿することができる。
- 第 12 条 会員が本会の行う講演会、講習会、見学会、その他これに準ずる事業に参加し、又は図書を購入する場合については、定款に定める会員と同等の会員とみなし、優遇措置を講ずる。
- 第 13 条 会員が定款に定める会員になる場合において、定款細則に定める入会金についての優遇措置については理事会の承認により講ずることができることとする。
- 第 14 条 この規則が施行された日以前の賛助会員は、一般会員へ変更は認めないものとする。
- 第 15 条 この規則による会員には、建築士会が定める定款、定款細則及びその他の規則は適用しない。
- 第 16 条 この規則の施行について必要な事項は、理事会の承認を経て別に定める。
- 第 17 条 この規則の設定、変更及び廃止は理事会の決議により行い、総会の議決を要する事項については総会の承認を得るものとする。

附則

（施行期日）

この規則は、理事会において議決された日より施行する。

令和 3 年 5 月 14 日 理事会制定